

ONE PIECE



輸送サービス労組 上野支部
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION -UENO-

2025. 10.03

No.23



J R 東日本輸送サービス労働組合

我孫子運輸区分会

Twitterアカウントは



No. 56



ABK.Info

2025年
9月 22日
編集：情宣部

シリーズ ～新たな賃金制度を考える～ その5

「住宅等手当」について 掘り下げてみよう

会社は「新たな組織と働き方徹底ガイド」の中で、
住宅等手当の区分や金額は住居費をはじめとする
生計費の地域差を総合的に勘案したものと周知しています。
それでは、会社が言っている「生計費」とは一体なんでしょうか？

生計費とは・・

「生活を維持するのに必要な費用。生活費。」 (大辞林より引用)

また、その中でも「**標準生計費**」は各地域における
標準的な生活水準を求めることを目的として、
総務省が実施している「家計調査」に基づき、
各都道府県人事委員会等が算出する消費支出データ。

**ある場所と時点において標準的な生活を営むうえで
必要とされる費用を算定したものであり、賃金水準の妥当性
を検証するための資料等として用いられています。**

「標準生計費」の費目としては・・

- ・「食料費」・・食料
 - ・「住居関係費」・・住居・光熱・家具・家事用品
 - ・「被服・履物費」・・被服・履物
 - ・「雑費Ⅰ」・・保健医療・交通・通信・教育・教養娯楽
 - ・「雑費Ⅱ」・・その他(雑費・こづかい・交際費・仕送り金)
- の5つの費目別に算定されています。(人事院の資料より引用)

2025. 10.03

No.23

会社が提案する（住宅等手当【地域額】）を再掲します。

東京・神奈川・埼玉・千葉・
愛知・大阪(地域A)
45,000円/月

その他の道府県(地域B)
10,000円/月

地域AとBで
35,000円もの格差が発生！

この間の組合員の意見に代表されるように、
会社の説明に納得感がありません。
**食料品をはじめとする物価等が地域Aの都府県と
地域Bの道県で月額35,000円に
相当するような差があるのかは疑問です。
生計費が地域AとBの居住地によって、
こんなに大きく変わるとは到底思えません。**

また、住宅に係る費用(住居関係費)は
「住宅等手当（住居額）」でも手当を支給することから
明確な説明が必要です。

また、会社が「総合的」という言葉を使うのであれば、
手当額の根拠となる複数の指標を示し、その指標を全て明らかにすべきです。
それらの具体的な検討を行った上で、総合的な判断をするのが一般的です。

**社員の生活に大きな影響を及ぼすからこそ
丁寧に説明すべき**です。

この間のジョブローテーションなどの異動の際も
「総合的に勘案して」と多くの社員が言われてきています。
総合的が悪いのではなく、
総合的の中身を語らないことが問題なのです。

今後、賃金制度の団体交渉も控えています。
今こそ団体交渉権を最大限に活用し、
納得できる説明を求めなければなりません！

JTSUの旗の下で声を上げよう！

次号は→
「総年収」
について考える